

社会福祉法人独歩 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人独歩（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

3 別表（1及び2）に示す報酬は源泉徴収額を差し引いた手取り額を示すものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 交通費は、実費を支払うことができる

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費は、実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 各拠点及び本部の職員を兼務する役員は、職員給与規定に基づき(経験給・職能給・各種手当)により決定されるため、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日より適用する。

平成30年6月1日 一部改正

別表1 (第3条関係)

名称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名称	報酬
理事長業務報酬等	10,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	15,000円

別表3 (第6条関係)

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
実費	20,000円	3,000円	実費

※ 上記別表1及び2の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(例) 手取り報酬10,000円の場合の計算式 (平成30年6月1日現在)

$$10,000 \div (1 - 0.1021) \doteq \underline{11,137 \text{円 (額面)}}$$